

# 北山文化圏センター整備設計業務に係るプロポーザル実施要項

## 1 目的

本プロポーザルは、今帰仁村の北山文化圏センター整備にあたり、北山文化圏センター整備基本計画を踏まえた設計図書を作成するため、創造性、技術力及び経験等の資質を備えた設計者を選定することを目的に実施する。

この要項は、本業務の委託業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、その応募手続等について必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

- (1) 業務名称：北山文化圏センター整備基本・実施設計業務
- (2) 業務内容：今帰仁村仲宗根及び玉城地内で予定している北山文化圏センター整備に関する基本及び実施設計業務とし、詳細については「建築設計業務委託等特記仕様書」による。
- (3) 履行期間：契約の日から令和7年3月31日（予定）まで
- (4) 敷地面積：約22,000㎡
- (5) 建築面積：約2,500㎡程度
- (6) 概算工事費：約12億円（改修、解体、建替及び外構工事費）
- (7) 工期：令和7年4月～令和9年3月（24か月）
- (8) 予定価格：88,316,000円（税込）
- (9) 計画概要：北山文化圏センター整備基本計画、デザイン委員会による整備方針等

## 3 参加資格

参加資格を有する者（共同企業体等の場合は、構成員全員とする。）は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。なお、企画提案書提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- (5) 今帰仁村から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 個人又は法人及びその法人の代表者が、国税、沖縄県の法人事業税及び各市町村税（①各市町村県民税（特別徴収・普通徴収）②法人村民税 ③固定資産税）を滞納していないこと。
- (7) 沖縄県内に本店又は支店等を有すること。
- (8) 共同企業体に係る留意点
  - ① 共同企業体とは北山文化圏センター整備設計業務共同企業体協定書（以下「協定書」という。）に基づき、本件委託業務をその構成員が共同で行うものです。
  - ② 共同企業体として申請する場合は、参加表明書と一緒に協定書を提出し、記載された事項を、構成員相互で遵守し、本件委託業務を適正に履行すること。
  - ③ 申請代表者を定めてください。（上記提出書類と一緒に共同企業体構成員の当該企業体を代表する法人への申請手続に係る委任状を構成員ごとに提出すること。）
  - ④ 同時に複数のグループの構成員になることはできません。
  - ⑤ 単独で申請する者は、本募集において他の共同企業体の構成員になることはでき

ません。

#### 4 プロポーザルに関する手続

##### (1) スケジュール表

現時点において想定するスケジュールは次のとおりであるが、多少前後する場合もある。

内 容	期 日
案件公表（公告）	令和6年7月12日（金）
質問の受付期限	令和6年7月19日（金）の正午まで
質問の回答	令和6年7月22日（月）
参加表明書の提出期限	令和6年7月24日（水）
参加資格確認結果通知	令和6年7月26日（金）
企画提案書の提出期限	令和6年8月 5日（月）
1次審査	令和6年8月 8日（木）
2次審査	令和6年8月14日（水）
審査結果通知	令和6年8月中旬
契約締結	令和6年8月中旬

##### (2) 配布資料

- ① 参加表明書及び誓約書【様式1】
- ② 会社概要表【様式2】
- ③ 企画提案書類提出書【様式3】
- ④ 業務執行体制表【様式4】
- ⑤ 業務実績書【様式5】
- ⑥ 質問書【様式6】
- ⑦ プロポーザル参加辞退届【様式7】
- ⑧ 協定書【様式8】
- ⑨ 委任状【様式9】
- ⑩ （仮称）北山文化圏センター整備基本計画
- ⑪ デザイン委員会 整備方針
- ⑫ 位置図等

配布場所：今帰仁村 企画財政課（仲原、仲村渠）  
〒905-0492 沖縄県国頭郡今帰仁村字仲宗根219番地

※各様式は、今帰仁村ホームページ内より入手可。

##### (3) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、①の提出期限までに②の提出書類を2部作成し、提出するものとする。

###### ①提出期限

令和6年7月24日（水）の午後5時まで（必着）

###### ②参加表明提出書類

別紙1「参加表明提出書類について」参照。

③提出方法

今帰仁村企画財政課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着すること。

※今帰仁村企画財政課窓口による受付は、午前9時から午後5時までの間  
【 平日（12：00～13：00）及び土・日・祝日を除く 】

(4) 参加資格確認結果通知の交付

参加表明書を提出した者に対し、プロポーザル参加資格決定通知書を交付し、又は参加資格を有していない旨をその理由と併せて通知する。

- ①交付日 令和6年7月26日（金）
- ②交付方法 郵送（電子メールにて写しを送付）
- ③その他

参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた参加表明書の提出者は、その通知を受けた日の翌日起算で、村役場閉庁日を除く5日後の午後5時までに書面によりその理由の説明を求めることができる。その場合、村は書面を受領した日の翌日起算で村役場閉庁日を除く5日以内に文書により回答するものとする。

(5) プロポーザルに関する質問の受付

プロポーザルに関する質問がある場合、質問書【様式6】を提出すること。口頭による質問は不可とする。

- ①受付期間 令和6年7月12日（金）から令和6年7月19日（金）正午まで（必着）

②提出方法

原則として電子メールにより「10提出先及び問合せ先」に記載のメールアドレス宛に送付すること。また、電子メール送付後には受領の確認のため、送付した旨を電話連絡すること。

③回答方法

質問を受けた翌日から数えて2日（開庁日）以内に電子メールにより参加表明書を提出した全員又は企画提案資格者全員に対して回答する。なお、質疑内容については、令和6年7月22日（月）に今帰仁村ホームページにて公表する。

(6) 企画提案書類の提出

企画提案資格者は、企画提案書類を①の提出期限までに②の提出書類を作成し、提出するものとする。

- ① 提出期限 令和6年8月5日（月）午後5時まで（必着）
- ② 企画提案書類 別紙2「企画提案書類について」参照。
- ③ 提出方法 4.プロポーザルに関する手続(3)の③と同じ

## 5 審査に関する事項

### (1) 1次審査（書類審査）

提案事業者が多い場合（4者以上）は、今帰仁村に設置する選定委員会（選定委員会は委員構成14人以内による非公開とする。以下「選定委員会」という。）において書類選考による1次審査を行い、4者程度を2次審査対象として選定する。なお4者に満たない場合には全応募者を2次審査の対象とし1次審査実施日の令和6年8月8日（木）においてプレゼンテーション審査とします。

### (2) 2次審査（プレゼンテーション審査）

1次審査を通過した者に対し、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選定委員会において総合的に審査します。なお、プレゼンテーションは、本業務を受託した場合の実務担当者が行うものとします。

#### ①実施日 令和6年8月14日（水） 予定

※実施場所及び時間については別途連絡します。

#### ②実施方法

ア 提案者による企画提案書等の説明（20分以内）及び質疑応答（10分以内）で行います。説明途中であっても20分で打ち切らせていただきます。

イ 出席者は3名までとします。

ウ 提案説明の際、大型モニター(HDMI)の使用は可能。パソコン及びプロジェクター等は参加者で準備して下さい。

エ 企画提案追加資料の配布は認めません。提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用のパネル等の使用は可とします

## 6 評価方法等

評価方法等については、次のとおりとする。

①本プロポーザルの実施に当たっては、企画提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる評価を厳正に行った上で、最優秀提案者を選定する。

②評価項目は、別紙3「評価項目及び配点」によるものとし、最低基準点を超えたものの中から最も点数の高い提案をしたものを最優秀提案者とする。なお、同点の者があった場合は、委員会で協議の上、最優秀提案者を決定します。

④最低基準点は60点×出席委員数とする。

⑤提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、最優秀提案者とする。

⑥評価結果については、プレゼンテーションに参加した全ての者に通知する。

⑦評価の経緯に関する質問には一切応じられない。

## 7 失格要件

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

①提出書類に虚偽の記載がある場合

②提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

③委員会の委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求める等の不正な接触をした場合

④本実施要項「2 業務概要」の予定価格を超える金額で参考見積額が提案された場合

⑤指定するプレゼンテーション審査開始時間に遅れた場合

⑥契約締結までの間に参加要件を満たさないと発覚した場合

⑦その他本実施要項に違反した場合

## 8 契約の締結

今帰仁村は、審査において最も優れた提案者と認められた委託候補者と契約交渉を行います。ただし、委託候補者に事故等があり、契約交渉が不可能となった場合は、次席

者を契約交渉の相手方とするものとします。

9 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に係る費用は、全て参加者負担とします。
- (2) 提出された提案書等は返却しません。
- (3) 提案書等は審査を行う作業に必要な場合において複製を作成します。
- (4) 提案書及びその複製は、審査以外は提出者に無断で使用しないものとします。ただし、選定された提案書等及びその複製については、村議会、住民説明会等へ配布及び今帰仁村ホームページで公表するものとします。

10 提出先及び問合せ先

所在地 〒905-0492 沖縄県国頭郡今帰仁村字仲宗根219番地

担当課 今帰仁村 企画財政課

電話 0980-56-2114 FAX 0980-56-2178

メールアドレス：① [kikaku01@vill.nakijin.lg.jp](mailto:kikaku01@vill.nakijin.lg.jp)

② [kikaku03@vill.nakijin.lg.jp](mailto:kikaku03@vill.nakijin.lg.jp)

(要項4-(3)-② 関係)

別紙1 参加表明提出書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

参加表明提出書類の用紙の大きさはA4版タテ置きを基本とすること。余白は、左25mm以上とし、その他の余白は任意とする。なお、用紙を横置きとする場合、余白は、上25mm以上とし、その他の余白は任意とする。文字は、判読可能な大きさで表示すること。

(2) 次の書類一式をクリップ留めとし、特段の定めがある場合を除き正本2部提出するものとする。

【提出書類一覧表】

※「○」：必ず提出、「△」：必要な方のみ提出

No.	提出書類	区分
1	参加表明書【様式1】 ※記名及び押印の上、提出すること	○
2	会社概要表【様式3】 ※記載は1頁以内 ※任意様式で組織図を添付すること ※共同企業体で申請する場合、構成企業ごとに提出すること	○
3	全部事項証明書又は登記簿謄本（写し可） ※3か月以内に発行されたものを提出すること ※共同企業体で申請する場合、構成企業ごとに提出すること	○
4	各市町村の各税に関する証明書（写し可。直近2年分） ※3か月以内に発行されたものを提出すること ※共同企業体で申請する場合、構成企業ごとに提出すること	
(1)	各市町村税完納証明書（法人）	△
(2)	法人の各市町村民税納税証明書	△
(3)	代表者住所地の国民健康保険税完納証明書 ※国民健康保険に加入している個人事業者のみ	△
(4)	代表者住所地の各市町村税完納証明書 ※すべての各市町村税が対象	△
5	沖縄県の法人事業税（個人事業税）の納税証明書 ※沖縄県に納税義務がある者のみ提出すること ※3か月以内に発行されたものを提出すること ※共同企業体で申請する場合、構成企業ごとに提出すること ※完納証明書は不可	△

6	国税納税証明書（写し可） ※3か月以内に発行されたものを提出すること ※共同企業体で申請する場合、構成企業ごとに提出すること ※法人事業者は様式その3の3 ※個人事業者は様式その3の2	○
7	協定書【様式8】 ※共同企業体で申請する場合のみ提出すること ※正本1部	△
8	委任状【様式9】 ※共同企業体で申請する場合のみ提出すること ※正本1部	△

## (要項4-(6)-② 関係)

### 別紙2 企画提案書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

#### (1) 共通事項

- ① 企画提案書類の用紙の大きさはA4版縦置きを基本とすること。余白は、左25mm以上とし、その他の余白は任意とする。なお、用紙を横置きとする場合、余白は、上25mm以上とし、その他の余白は任意とする。文字は、判読可能な大きさで表示すること。
- ② 企画提案書類を受領した後の提案内容の追加、修正及び再提出は認めない。ただし、プレゼンテーションの際におけるパワーポイント等による説明については、企画提案書類に記載した内容を逸脱しない範囲で可とする。

(2) 提出部数は、次に掲げるとおりとする。

- ① 原本(企画提案書類一式)：1部(片面印刷A3フラットファイル綴じ)
- ② 副本(企画提案書類一式)：15部(両面印刷A3フラットファイル綴じ)

(3) 次の書類を一式とする。なお、参加表明提出書類と共通する書類については、参加表明書類と相違がないものであること。

- ① 企画提案書類提出書【様式4】  
ア 記名及び押印の上、提出すること。
  - ② 会社概要表【様式3】  
ア 別紙1参加表明提出書類について(2)No.2同様。
  - ③ 業務執行体制表【様式5】  
ア 任意の頁数とする。
  - ④ 業務実績書【様式6】  
ア 平成26年4月以降に受託した同種又は類似業務を記載すること。  
イ 任意の頁数とする。
  - ⑤ 企画提案書類【任意様式】 A3版ヨコ置き  
ア 企画提案書類には別紙3「評価項目及び配点について」に掲げる評価基準及び仕様書を踏まえ、以下のことについて具体的に提案すること。  
【全体デザインの考え方】
    - ・全体の統一性・連続性、施設配置について
    - ・環境共生について【各施設に関する考え方】
    - ・今帰仁村中央公民館について
    - ・今帰仁村コミュニティセンターについて
    - ・今帰仁村保健センターについて
    - ・多目的広場について
    - ・駐車場及びエリア内動線について
    - ・ソーリガー及び水路について【産業連携ゾーンとの連携に関する考え方】
    - ・産業連携ゾーンとの一体性・連続性について【その他 独自提案】
    - ・本事業の付加価値を高める効果的な提案等
- イ 表紙、目次を除きA3版10頁以内とすること。  
ウ 頁の下部余白に番号を付すこと。
- ⑥ 参考見積書【任意様式】



ア 本業務における参考見積書を提出すること。また、参考見積書は、本業務に係る全体の経費とし、積算に当たっての根拠等の内訳書も併せて提出すること。

- (4) 上記(3)で示した書類をA3フラットファイルに（A4は縦置き、A3はヨコ置きで）①から⑥の順につづり、書類ごとに合紙を挿入して様式番号等のインデックスを貼付すること。

(要項6-② 関係)

別紙3 評価項目及び配点について

審査に対する評価項目及び評価内容は、次のとおりである。

【事業者に関する評価】

評価項目		評価の着眼点		配点
事業者の能力	業務実績	同種業務の実施件数	・過去10年の同種業務実績	10
	地域精通度	沖縄県内及び今帰仁村内での業務実績	・過去10年の沖縄県及び今帰仁村内での実績	
業務実施体制	人員の配置	人員配置の適正について	・業務量に対する適正な人員配置となっているか	10
	業務工程	業務工程の適正について	・業務工程は期間内で適切に実施できる提案となっているか	
提案価格	見積額		配点×(最低見積額/自社の見積額) ※小数点以下切り捨てした数値とする。	5

【企画提案内容に関する評価】

評価項目		評価の着眼点		配点
業務内容の理解度について	課題の認識及び実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今帰仁村の課題</li> <li>・対象地の課題</li> <li>・課題に応じた実施方針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題を的確に把握しているか</li> <li>・課題に応じた実施方針の考え方について</li> </ul>	5
企画提案内容について	全体デザインの考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体の統一性・連続性について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ランドスケープ的視点の考え方</li> <li>・各施設の連続性、連携についての考え方</li> </ul>	10
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境共生について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄の信仰的な空間概念</li> <li>・やんばる型土地利用の考え方</li> <li>・ZEB(省エネ・創エネ等)の考え方</li> <li>・SDGs についての考え方</li> <li>・植栽等による環境形成の考え方</li> </ul>	10
	各施設に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今帰仁村中央公民館について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今帰仁村中央公民館の価値についての考え方</li> <li>・安全性確保の考え方</li> <li>・シンボル性の表し方に関する考え方</li> </ul>	5
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・今帰仁村コミュニティセンターについて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築施設の配置に関する提案</li> <li>・コンパクトかつフレキシブルな利用の考え方</li> <li>・隣接施設との連携・一体性の考え方</li> </ul>	5
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・今帰仁村保健センターについて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療所に関する考え方</li> <li>・隣接施設との連携の考え方</li> </ul>	5
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・多目的広場について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多目的広場の考え方</li> <li>・隣接施設との連携の考え方</li> </ul>	5
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソーリガー及び水路について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソーリガー復元の考え方</li> <li>・ビオトープに関する考え方</li> <li>・親水性に関する考え方</li> </ul>	5
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場及びエリア内動線</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場と車両動線の配置の考え方</li> <li>・施設間連携動線及び散策路等の考え方</li> </ul>	5
	産業連携ゾーンとの連携に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業連携ゾーンとの一体性・連続性について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソーリガー沿い整備の考え方について</li> <li>・隣接施設との連携の考え方</li> </ul>	5
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独自提案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の付加価値を高める効果的な独自提案など</li> </ul>	5	

【プレゼンテーションに関する評価】

評価項目		評価の着眼点		配点
説明内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明の明確さ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容をしっかりと表現し伝えているか</li> </ul>	5	
質疑に対する回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回答の的確性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容を踏まえ回答できているか</li> </ul>	5	

満点：100点